

裁 決 書

審査請求人

住所

氏名

上記審査請求人（以下「審査請求人」という。）から平成24年1月19日付けで提起のあった、市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第25条第2項の規定に基づき平成23年12月1日付けで行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求について、次のとおり裁決する。

主文

本件処分を取り消す。

理由

1. 審査請求の趣旨および理由

(1) 審査請求の趣旨

本件処分を取り消す、との裁決を求める。

(2) 審査請求の理由

本件処分は、収入申告した火災保険解約返戻金から、控除できる必要経費を確認しないまま全額を収入認定しており、不当である。

2. 認定事実および判断

(1) 認定事実

審査請求人から提出のあった審査請求書および反論書ならびに処分庁から提出のあった弁明書および関係資料によれば、次の事実が認められる。

平成23年11月6日 審査請求人の火災保険解約返戻金にかかる収入申告書を処分庁が受理。

平成23年12月1日 処分庁が、12月分保護変更決定を行う。

平成24年1月19日 審査請求人が、本件処分を不服として、審査庁に審査請求書を提出する。

(2) 判断

本件処分は、審査請求人が収入として申告した火災保険解約返戻金について、審査請求人が処分庁に対して収入から控除できる必要経費があるかどうか確認および説明を求めたにもかかわらず、処分庁は控除を認めず全額を収入認定したというものであり、処分庁による収入認定が正当なものであったかが争点となるので、この点について判断する。

被保護者に収入がある場合、その収入額は保護基準によって測定された需要の金額から控除されることになるが、収入の認定は、法第4条において「その利用しうる資産、能力その他あらゆるもの」を活用することが求められていることから、最低生活の維持にあて

得る金品はすべて収入として認定するのが原則である。

しかしながら、この原則どおりに、金銭給付の全てを収入として認定したのでは、法の目的である自立助長の観点から、あるいは社会通念上の観点から適当でない場合がある。

こうした観点から、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8-3は、収入の種別ごとに、控除できる必要経費の額、収入として認定しないものの取扱い等を規定している。

具体的には、本件の火災保険解約返戻金は、次官通知第8-3-(2)-エ-(イ)により「その額が世帯合算額8,000円（月額）をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること。」とされている。

以上のことを踏まえ本件について見てみると、まず、処分庁は、審査請求人が収入申告した火災保険解約保険料の全額を収入認定している。

これに対し、処分庁は「月額8,000円をこえる場合、そのこえた額を収入として認定することとされているものの、本件は火災保険料の解約に伴う返還保険料であることから、通例上、収入額そのまま収入認定しているものであり取扱上適切な処分である」と主張するが、正当な根拠および合理的な理由があるとは認められない。

よって、以上のとおり審査請求人の主張には理由があるため、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

平成 24年 5月 11日

審査庁 滋賀県知事 嘉田 由紀子

